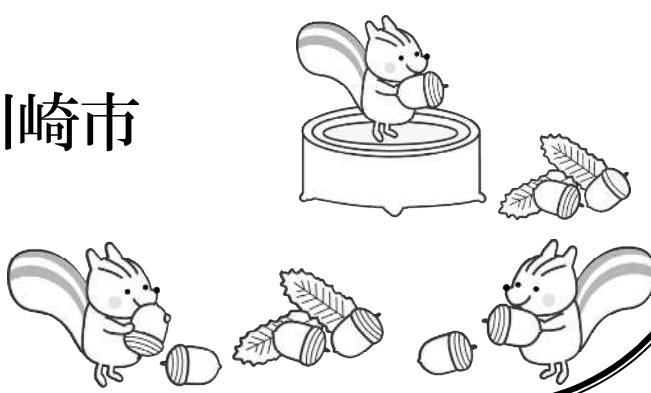


# 認定制度の手引き

川崎市



# 目 次

## はじめに NPO法人制度とは？

1	4つの制度（認証・認定・特例認定・条例指定）の違い	2
2	NPO法人への税制上の優遇措置	2
★	認定NPO法人への寄附金税額控除が、必ずしも50%にならない理由	4
★	認定NPO法人等になるまでの主な流れ	4

## 第1章 認定・特例認定制度の概要

1	認定等の基準	5
★	基準への適合が必要となる期間（実績判定期間）	5
2	欠格事由	5
3	認定NPO法人等の提出書類	5
4	認定NPO法人等の情報公開	6
5	認定等の有効期間・更新	6

## 第2章 認定・特例認定の基準

1	認定等の基準の詳細	7
★	税の申告漏れは法令違反です～その他の事業≠収益事業～	10
2	欠格事由の詳細	10
★	滞納処分に係る納税証明書って？	11

## 第3章 認定・特例認定の申請手続き

1	手続きの流れ	12
2	標準処理期間	12
3	申請に必要な書類	13
4	事務所における調査	15
5	認定等の通知	15
6	認定等の公示	15

## 第4章 認定・特例認定後の手続き

1	認定NPO法人等として提出・備置きが必要になる書類	16
2	法人事務所及び川崎市役所での書類の閲覧	17
3	寄附者名簿の作成等	17

## 第5章 認定の更新手続き ..... 18

## 第6章 その他知りたいこと

1	認定NPO法人等に対する監督規定	19
2	認定等の失効	20
★	知っていますか？～寄附金税額控除の仕組み～	21

# はじめに NPO法人制度とは？

## 1 4つの制度（認証・認定・特例認定・条例指定）の違い

平成7年1月に阪神・淡路大震災が発生し、市民ボランティアが大きな力を発揮したことを見つかり、市民活動団体が簡便に法人格を得られるよう、平成10年3月、「特定非営利活動促進法（NPO法）」が制定され、特定非営利活動法人（NPO法人）の「認証制度」がスタートしました。

平成13年10月、資金不足に悩むNPO法人が税制上の優遇措置を受けられるよう、租税特別措置法が改正され、「認定制度」が創設されました。

さらに、平成23年6月、NPO法等が改正され、「新しい公共」の担い手となるNPO法人を支援するため、NPO法人制度の抜本的な見直しが行われ、新たに「認定制度」がNPO法に位置づけられるとともに、「仮認定制度」（平成29年4月から「特例認定制度」に名称変更）が導入されました。

また、平成23年6月の地方税法等の改正により、各自治体が条例で指定したNPO法人が税制上の優遇措置を受けられる「条例指定制度」が創設されました。

NPO法人に関する制度は、次のとおりです。

**【表1】認証・認定・特例認定・条例指定制度の概要**

概 要	
認 証	法人格の取得に必要な「認証」を行う制度です。認証後、法務局で登記をすると、法人として成立します。
認 定	一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。
特例認定	設立の日から5年を経過しないNPO法人のうち、運営組織・事業活動が適正な法人に対して、1回に限って3年間のみ、認定に準じた特例認定を行う制度です。
条例指定	個人住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。条例指定を受けると、その後「認定」を受けやすくなります。

## 2 NPO法人への税制上の優遇措置

NPO法人が認定・特例認定・条例指定を受けると、そのNPO法人に寄附をした方に対する寄附金税額控除などの税制上の優遇措置を受けることができます。

具体的な優遇措置の内容はそれぞれ異なっており、認定NPO法人は、認定法人自身への優遇措置も受けられます。

【表2】認定・特例認定・条例指定NPO法人に対する税制上の優遇措置

税制上の優遇措置		認定	特例認定	条例指定
個人からの寄附	所得税の寄附金控除 所得控除と税額控除の選択制 ○所得控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2,000円を控除した金額を総所得金額から控除 ○税額控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2,000円を控除した金額の40%（所得税額の25%相当額が限度）を所得税額から控除	○	○	×
	個人住民税の寄附金控除 ○税額控除：寄附金（所得金額の30%相当額が限度）から2,000円を控除した金額の10%（都道府県民税4%+市区町村民税6%、ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税2%+市民税8%）を住民税額から控除 ※県と市でともに指定されていることが必要	○ (※)	○ (※)	○
法人からの寄附	法人税の軽減 一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可。よって、一般の法人への寄附と比較して、経費にできる寄附金の限度額が高くなり、寄附した法人（株式会社等）の法人税が軽減 ・特別損金算入限度： (資本金等の額×0.375%+所得金額×6.25%) ×1/2	○	○	×
相続財産の寄附	相続税の軽減 寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外されるため、相続税が軽減	○	×	×
NPO法人自身への優遇措置	法人税の軽減（みなし寄附金） 収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可。認定NPO法人の法人税が軽減 ・損金算入限度額：所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲（法改正前に国税庁の認定を受けた法人は、所得金額の20%相当額までの範囲）	○	×	×

注) ○…税制上の優遇措置の適用あり

×…適用なし

※…個人住民税の寄附金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象とはならない。  
都道府県民税については都道府県から、市区町村民税については市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象として指定される必要がある。

また、認定NPO法人等には、税制上の優遇措置が受けられるということ以外にも、運営に関するさまざまな基準を満たすことにより、信頼が増したり、法人運営を見直すきっかけになったりと、副次的なメリットもあります。※税制上の優遇措置について、詳細は本市ホームページ（NPO法人関連ページ⇒「応援しようNPO！」認定NPO法人などへの寄附のメリット【Q&A】）に掲載しています。

## ★ 認定NPO法人への寄附金税額控除が、必ずしも50%にならない理由

認定NPO法人へ寄附すると、寄附者は最大50%の税額控除を受けることができます。50%の内訳は、所得税40%、個人住民税10%（都道府県民税4%+市町村民税6%（ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税2%+市民税8%））となっています。

しかしながら、認定NPO法人への寄附金に対する税額控除率は、50%にはならない場合があります。NPO法に基づく「認定」を取得すると、国税である所得税については、寄附金税額控除の対象となります。しかし、地方税である個人住民税については、それぞれの自治体の税条例に基づく寄附金税額控除の対象として認められないと、寄附金税額控除の対象にはならないからです。

このため、認定を取得したNPO法人は、寄附者のお住まいの各自治体において、個人住民税の寄附金税額控除の対象となるための手続きを行うことが必要です（一部、手続きが不要な自治体もあります。）。

寄附先の認定NPO法人が、寄附者がお住まいの都道府県と市区町村において個人住民税の寄附金税額控除の対象として指定されている場合に、寄附者は50%の税額控除が受けられることになります（控除上限額を超えている場合等は除く）。

## ★ 認定NPO法人等になるまでの主な流れ



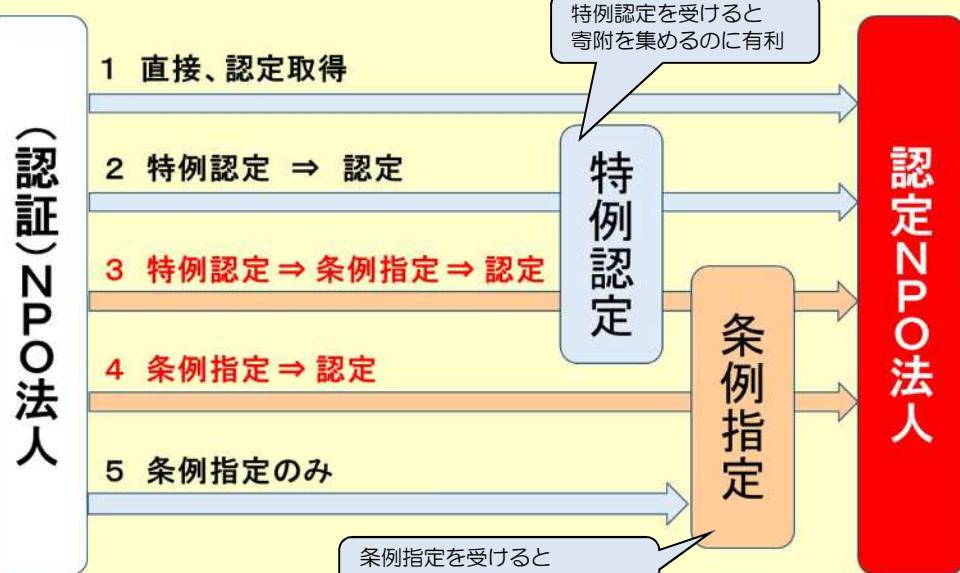
認定の基準を満たし、直接認定を取得する方法（コース1）のほか、次の方法も考えられます。

まず、認定の基準のひとつであるPST基準を満たすのが難しい場合に、特例認定を経て認定を取得する方法があります。川崎市の条例指定では8%の寄附金税額控除のみですが、特例認定を受ければ、認定法人と同様、最大50%の寄附金税額控除の対象となります。（コース2）

また、PST基準を満たすのが難しくても、事務所のある自治体での条例指定を受けるとPST基準を満たすので、先に条例指定を受け、認定を受けやすくする方法もあります。（コース4）

なお、本市の条例指定の基準を満たすには、一定の「寄附」を集めが必要ですが、先に特例認定を受け、寄附を募って条例指定の基準を満たし、条例指定を受けて認定を受けやすくする方法もあります。（コース3）

NPO等（任意団体）



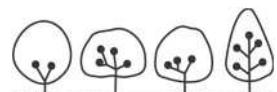
# 第1章 認定・特例認定制度の概要

## 1 認定等の基準

認定NPO法人、特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」という。）になるためには、次の基準に適合する必要があります。

- (1) パブリック・サポート・テストに適合すること（認定NPO法人のみの基準）。
  - (2) 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
  - (3) 運営組織及び経理が適切であること。
  - (4) 事業活動の内容が適正であること。
  - (5) 情報公開を適切に行っていること。
  - (6) 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
  - (7) 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
  - (8) 設立の日から1年を超える期間が経過していること。
- 注）上記(1)～(8)の基準を満たしても、欠格事由に該当するNPO法人は、認定等を受けることはできません。

⇒基準の詳細は7ページに記載しています。



### ★ 基準への適合が必要となる期間（実績判定期間）

申請の際に基準に適合していれば、認定NPO法人等になれるわけではありません。初回の申請では直前に終了した事業年度の末日以前2年、更新時には5年内に終了した各事業年度の実績について、基準への適合を判定します。

## 2 欠格事由

認定NPO法人等には欠格事由があり、これに該当すると、認定NPO法人等になることができません。また、認定NPO法人等となった後、欠格事由に該当した場合は、認定等の取り消しを受けます。

⇒欠格事由の詳細は10ページに記載しています。

## 3 認定NPO法人等の提出書類

すべてのNPO法人は毎事業年度初めの**3か月以内**に事業報告書等を所轄庁である川崎市に提出しなければなりませんが、認定NPO法人等になると、それ以外にも提出する必要のある書類があります。

⇒認定NPO法人等の提出書類について詳細は16ページに記載しています。

## 4 認定NPO法人等の情報公開

認定NPO法人等は、情報公開について一般のNPO法人以上に高い透明性が求められており、**誰に対しても、すべての事務所において**寄附者名簿・代表者変更届出書等を除く本市への提出書類を**閲覧させること**が必要になります。事務所での閲覧書類はすべて、川崎市役所（かわさき情報プラザ）における**閲覧・謄写（コピー）**の対象となっています。  
⇒認定NPO法人等の情報公開について詳細は17ページに記載しています。

## 5 認定等の有効期間・更新

### （1）認定の場合

認定の有効期間は、認定の日から起算して**5年間**です。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする場合は、**有効期間の更新**を行う必要があります。

⇒認定の更新について詳細は18ページに記載しています。

### （2）特例認定の場合

特例認定の有効期間は、特例認定の日から起算して**3年間**です。特例認定は、設立以後5年を経過しない法人が一度だけ利用できる制度であるため、有効期間の**更新はありません**。



**MEMO**

## 第2章 認定・特例認定の基準

認定制度には、NPO法に基づく8つの認定基準と欠格事由に該当しないことの合計9つの要件が定められています。

### 1 認定等の基準の詳細

認定を受けようとするNPO法人は、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、NPO法人が広く市民から支援を受けているかを実績判定期間中の寄附者の数や割合で判断する「パブリック・サポート・テスト（PST）基準」と、その他、運営面での健全性を判断する基準をそれぞれ満たす必要があります（次表(1)～(8)の基準）。

また、特例認定を受けようとするNPO法人は、認定を受けるための基準のうち、「パブリック・サポート・テスト（PST）基準」以外の基準に適合する必要があります（次表(2)～(10)の基準）。

【表3】認定等の基準の詳細

項目	基準の内容
(1) パブリック・サポート・テスト（PST）基準について  (次ページへ)	<p>広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること（認定NPO法人のみの基準）。</p> <p><b>イ 相対値基準</b></p> <p><b>① 原則</b></p> <p>実績判定期間における 寄附金等収入金額 ÷ 経常収入金額 <math>\geq \frac{1}{5}</math></p> <p><b>② 小規模法人の特例</b></p> <p>相対値基準には、小規模な法人も認定NPO法人となることを目指せるよう、小規模法人の特例があります。</p> <p>この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が50人以上である法人に限られます（NPO法第45条第2項、同法施行令第3条）。</p> <p><b>【算式】</b></p> $\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800 \text{ 万円}$ <p>かつ</p> <p>実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が 3,000円以上である寄附者（役員、社員除く）の数 <math>\geq 50</math> 人</p> <p>(注) 小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。</p> <p>※ 上記①又は②の相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等を計算上の分母・分子に算入することができます。</p>

(前ページからの続き)	<p><b>口 絶対値基準</b></p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、寄附者が休眠預金等交付金関係助成金を提供している場合、当該寄附者について、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。</p> <p>(注1)氏名（法人は名称）及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(注2)寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。</p> <p>(注3)寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p> <p>(注4)休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。</p>
(2)活動の対象について	<p><b>ハ 条例個別指定基準</b></p> <p>神奈川県又は川崎市の個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により指定を受けたNPO法人については、パブリック・サポート・テスト基準を満たしているものとして取り扱われます。</p> <p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動</p> <p>※神奈川県又は川崎市の指定NPO法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。</p>
(3)運営組織及び経理について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数 ÷ 役員の総数 <math>\leqq \frac{1}{3}</math></p> <p>② 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数 ÷ 役員の総数 <math>\leqq \frac{1}{3}</math></p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。</p> <p>ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p>

(4)事業活動について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 宗教活動</li> <li>② 政治活動</li> <li>③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</li> </ul> <p>ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p> <p>ハ 実績判定期間における 特定非営利活動に係る事業費 <math>\div</math> 総事業費 <math>\geq</math> 80%</p> <p>実績判定期間における ニ 受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 <math>\div</math> 受入寄附金総額 <math>\geq</math> 70%</p>
(5)情報公開について	<p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ③ 助成の実績を記載した書類</p>
(6)事業報告書類等の提出について	<p>各事業年度において、事業報告書等をNPO法第29条の規定により所轄庁に提出していること。</p>
(7)不正行為等について	<p>法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。</p>
(8)設立後の経過期間について	<p>認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。</p>
(9)過去の認定等の有無について	<p>過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（特例認定NPO法人のみの基準）。</p>
(10)設立の日からの経過期間について	<p>特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること（特例認定NPO法人のみの基準）。</p>

※認定NPO法人等の各基準のうち、(3)、(4)のイとロ、(5)～(7)の基準は、認定又は特例認定の申請時だけでなく、実績判定期間においても適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます。

### ★ 税の申告漏れは法令違反です ～その他の事業≠収益事業～

「『その他の事業』を行っていないから、法人税はかかるない」と考えていませんか。

「その他の事業」はNPO法上の区分であり、税法上の「収益事業」とは別の概念です。「特定非営利活動に係る事業」についても「収益事業」であれば、法人税の課税対象となります。法人税・消費税・源泉所得税・法人住民税等を適正に申告・納付していない場合、法令違反にあたり、認定等の基準を満たせないことになります。

## 2 欠格事由の詳細

欠格事由に該当しないことの確認は、該当しない旨を書面（欠格事由チェック表）に記載する方法で行いますが、税の滞納処分がないことの確認書類として、「**滞納処分に係る納税証明書**」の提出が必要です。

また、暴力団との関係性がないことについては、役員に暴力団員等がないことを神奈川県警に照会するために「**役員等氏名一覧表**」を提出してもらい、川崎市から県警に確認することによって、該当がないことを確認します。

**【表4】認定等の欠格事由の詳細**

項目	欠格事由の内容
(1)役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NPO法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。  イ 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの  ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  ニ 暴力団の構成員等

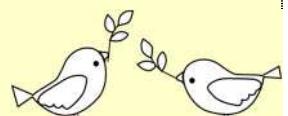
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO法人の定款又は事業計画書の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	NPO法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

### ★ 滞納処分に係る納税証明書って？

税の滞納処分がないことを説明するための書類として、「滞納処分に係る納税証明書」の提出が必要です。「滞納といっても、そもそも税を納める事業など行っていない」という法人も多いと思いますが、納税実績がない法人も取得できる書類です。

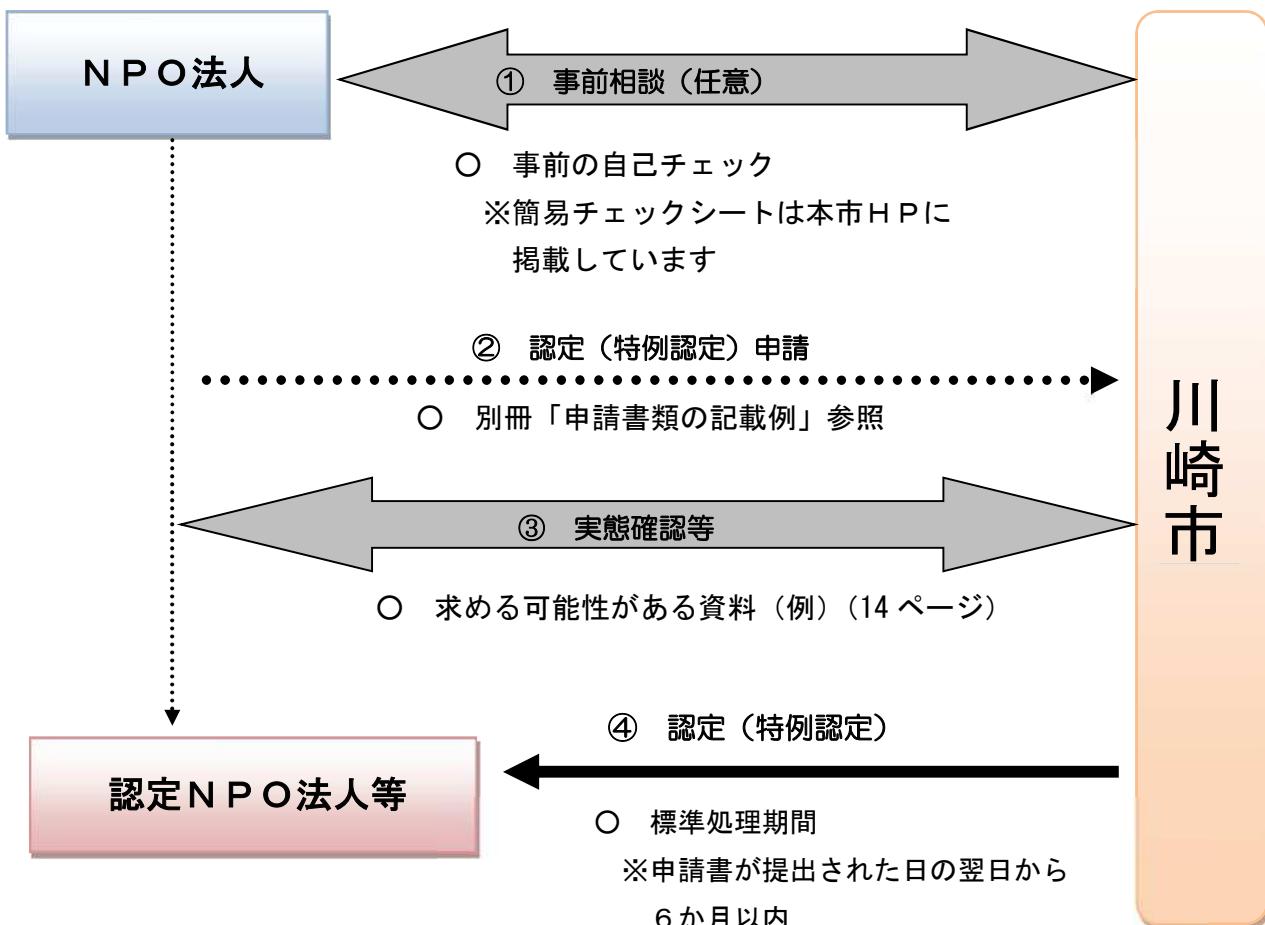
この証明書は、国税・都道府県税・市区町村税の3種類が必要で、1通につき300円から400円かかります。法人印や申請者の本人確認書類等、申請に必要なものを持って、所轄の税務署・県税事務所・市税事務所等に行き、窓口で「過去3年内に税の滞納処分を受けたことがないことを証明する納税証明書」と言えば、取得できます。国税については、「納税証明書その4」がこれにあたります。

なお、証明書は、事前相談時に添付する必要はありません。事前相談を通じて、申請書類の確認を受け、内容が整ってから取得してください。取得日から遡って過去3年内に税の滞納処分を受けたことがないことを証明する書類のため、実際の申請日よりかなり早く取得すると、再度の取得をお願いすることになりますので、ご注意ください。



## 第3章 認定・特例認定の申請手続き

### 1 手続きの流れ



申請にあたっては、まず、**事前相談**を受けてください。

初回相談時は、申請書等を本市ホームページ(NPO法人関連ページ)よりダウンロードし、概ね記入した上でお持ちいただければ内容の確認をしますが、特にご準備いただかなくても構いません。事前相談を通じて、記載内容や必要な添付書類の確認を行い、内容が整ってから、

「滞納処分に係る納税証明書」を取得した上で、申請書を提出していただきます。

申請書の提出後は、市職員が**書類審査や法人事務所での調査を行った上で**、認定基準を満たすか否かの審査を行います。基準等に適合し、欠格事由への該当がないことが認められると認定NPO法人等となります。

### 2 標準処理期間

川崎市は、認定事務に係る標準処理期間を定めており、原則として、申請書類がその提出先である事務所（市役所の文書受付業務を担当する課）に物理的に到着した日から**6か月以内**に結果通知を交付します。

ただし、次に掲げる期間は、標準処理期間から除外されます。

- (1) 申請書類（添付書類を含みます。）の不備補正等のため、所要の補正若しくは書類提出を依頼した場合又は認定審査に必要な追加資料を要求した場合は、当該依頼した日又は要求した日から補正若しくは追加提出がなされた日又は追加資料の提出がなされた日までの期間
- (2) その他行政庁の責めに帰さない事情により要した期間（申請法人に対する実態確認予定を事前連絡した場合、当該事前連絡日から実際に実態確認を開始した日までの期間はこの間に含まれます。）

### 3 申請に必要な書類

認定等の申請に必要な書類は次のとおりです。

申請書の添付書類のうち、寄附者名簿等を除く書類は、認定NPO法人等となった後、川崎市役所（かわさき情報プラザ）と法人事務所において**閲覧の対象**となります。

**【表5】申請に必要な書類**

	提出書類の名称等		閲覧等	部数
申請書	特定非営利活動法人認定申請書	第23号様式	×	1部
	特定非営利活動法人特例認定申請書	第36号様式		
申請書の添付書類	・寄附者名簿（2事業年度分）	第24号様式	○	2部
	・基準に適合する旨を説明する書類	認定基準等チェック表		
	・欠格事由に該当しない旨を説明する書類	欠格事由チェック表		
	・寄附金充当予定事業一覧	第25号様式		

**【表6】基準への適合、欠格事由への不該当を説明するために必要な書類**

	提出書類	閲覧等	部数
基準に適合する旨を説明する書類	認定基準等チェック表	○	2部
	監査証明書 ※公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合		
	・所轄庁から、個人住民税の寄附金控除対象として条例による指定を受けたことを証明する書類（公報又は通知の写し） ※条例個別指定法人の基準を選択した場合。川崎市の指定NPO法人は、この書類を提出する必要はありません。	×	1部
欠格事由に該当しない旨を説明する書類	欠格事由チェック表	○	2部
	・滞納処分に係る納税証明書 ※国税・都道府県税・市区町村税の3種類が必要です。	×	1部
	・役員等氏名一覧表 ※役員に暴力団員等がないことを県警に確認するための書類。		

注）これらの書類以外にも、必要に応じて、説明資料等の提出を求める場合があります。

提出する書類は**申請の内容により異なって**おり、具体的にはどのPST基準を選択するかで提出書類が異なることに留意してください。(提出書類の詳細については、別冊「申請書類の記載例」P.2 「認定・特例認定NPO法人となるための申請書及び添付書類一覧」でご確認ください。)

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示(又は提出)をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

**【表7】求める可能性がある説明書類の例**

確認させていただく書類の事例		(参考)確認する主な認定基準
(1)	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
(2)	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
(3)	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
(4)	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
(5)	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
(6)	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
(7)	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の寄附者数の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
(8)	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
(9)	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
(10)	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準

(11)	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

## 4 事務所における調査

申請書等提出後の審査の1つに、**法人事務所における調査**があります。この調査では、各基準への適合について、提出された書類だけでは確認できない部分を、法人事務所において、帳簿書類などに基づき調査します。

調査の内容は、基本的に各基準の適合について**会計、税務、労務など、法人の運営で生じる事務処理の状況を調査する**他、法人の事業に応じて**法令違反の有無等**を調査します。

特に、**会計**については、実績判定期間中について、青色申告法人に準じた処理をしているか確認するため、帳簿の保存や、帳簿と総勘定元帳の整合性など詳細な確認を行っています。

## 5 認定等の通知

川崎市は、NPO法人からの申請について、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新をしたときは、その旨を当該申請法人に対し**書面により通知**します。また、認定又は特例認定をしないことを決定したときは、その旨とその理由を申請法人に対し書面により通知します。

## 6 認定等の公示

川崎市は、認定や特例認定を行ったときや認定法人等に係る変更があったときは、告示し、市ホームページにおいてその旨を公示します。

**【表8】審査結果及び法人情報の公示**

区分	内 容
認定や特例認定の公示	(1) 認定NPO法人等の名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地 (4) 認定等の有効期間
認定法人等に係る変更の公示	(5) 上記(公示事項)(1)、(3)に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき (6) 上記(公示事項)(3)に掲げる事項に係る定款変更(所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。)の届出を受けたとき (7) 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき

## 第4章 認定・特例認定後の手続き

### 1 認定NPO法人等として提出・備置きが必要になる書類

NPO法人は、毎事業年度、事業報告書等を所轄庁に提出することがNPO法で義務付けられています。認定NPO法人等になると、この他に、川崎市に対して、毎事業年度初めの**3か月以内**に提出しなければならない書類があります。

認定NPO法人等は税制上の優遇措置を受けられることから、年1回、資金が特定の個人、法人、その他の団体などに不当に流れていないことなどを確認するため、「**役員報酬又は職員給与の支給に関する規程**」や、資金や資産の譲渡、寄附金に関する事項を詳細に記述した「**資金・資産の譲渡・寄附金等明細書**」を提出することとしています。さらに、作成の日から起算して5年を経過する日を含む事業年度の末日まで、主たる事務所及びその他の事務所に備え置かなければなりません。

また、認定NPO法人等となった後も、年1回、基準を満たしているかを確認するため、運営組織・経理、事業活動、情報公開、法令違反についての基準への適合と、欠格事由に該当しないことを説明する書類の提出が必要となっており、申請時と同様に「基準等チェック表」の一部分や「欠格事由チェック表」を提出することになります。

この他、認定NPO法人等が、他の団体等に対し**助成金の支給**を行ったときは、支給後遅滞なく、**助成の実績を記載した書類**を提出する必要があります。

また、**代表者の氏名に変更があったときは**、変更後遅滞なく、**変更後の代表者の氏名及び住所を記載した書類**を提出する必要があるなど、事由が発生する都度提出が必要になる書類があります。

**【表9】川崎市への提出書類一覧**

提出時期	書類の名称
毎事業年度 初めの3か月以内	役員報酬規程等提出書（第35号様式） ・前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ・資金・資産の譲渡・寄附金等明細書（第32号様式 ※7を除く） ・基準等チェック表（一部分） ・欠格事由チェック表
助成金の支給後遅滞なく	助成金支給実績提出書（第33号様式）
代表者の氏名変更後 遅滞なく	代表者変更届出書（第31号様式）

## 2 法人事務所及び川崎市役所での書類の閲覧

すべてのN P O法人は、事業報告書等、役員名簿、定款等を主たる事務所及びその他の事務所に備え置き、**社員その他の利害関係人**から閲覧の請求があった場合には、原則として閲覧させなければなりません。また、所轄庁に提出されたこれらの書類は、閲覧場所において閲覧・謄写（コピー）することができます。

そして、認定N P O法人等は、税制上の優遇を受けられる法人として、より幅広い情報公開が求められています。上記の書類に加え、認定に関する必要な書類を主たる事務所及びその他の事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、原則として**誰に対しても**閲覧させなければなりません。また、川崎市に提出されたこれらの書類は、閲覧場所において閲覧・謄写（コピー）することができます。

### ◎川崎市における閲覧場所

かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎 復元棟2階）

## 3 寄附者名簿の作成等

認定N P O法人等となった後、毎事業年度初めの3か月以内に前事業年度の寄附者名簿（第24号様式）を作成し、その事務所に備え置く必要があります（作成の日から起算して5年間）。川崎市への提出は不要です。

また、年1回、住所地が川崎市内にある寄附者について暦年ごとに抽出した名簿を作成し、**寄附を受けた年の翌年の3月15日までに財政局税務部市民税管理課まで提出してください。**

**【表10】寄附者名簿の作成等**

	作成	備置き	提出
1 寄附者名簿（第24号様式）	○	○	×
2 住所地が川崎市内にある寄附者について 暦年ごとに抽出した名簿（※1）	○	×	○ (※2)

※1 認定申請時や毎事業年度作成する上記表1の名簿は事業年度ごとですが、市民税管理課に毎年提出する上記表2の名簿は、寄附者の住所地が川崎市内にある方について暦年ごとに作成したものなので、**期間の区切りや対象が異なっている点にご留意ください。**

※2 **寄附を受けた年の翌年の3月15日までに財政局税務部市民税管理課まで提出してください。**

## 第5章 認定の更新手続き

認定NPO法人等になった後、法人の運営面での健全性を判断する基準を満たしているか、毎事業年度提出していただく書類で確認することになりますが、認定NPO法人については5年ごとに、改めて「PST基準」を含む基準への適合を確認するための**「有効期間の更新」**を行う必要があります。

※特例認定は1度限り、3年間受けられる制度であり、有効期間の更新はありません。

更新の申請期間は、有効期間の満了日の6か月前から3か月前までの**3か月間**で、更新を受けようとする認定NPO法人はその期間に更新の申請をすることが必要です。

更新の申請にあたっては、**初回申請と同様の書類（寄附者名簿等を除く）**を提出することになります。添付書類のうち、「基準に適合する旨を説明する書類」と「欠格事由に該当しない旨を説明する書類」については、すでに提出していただいた書類の内容と同じであれば、その記載を一部省略することができます。具体的には、「基準に適合する旨を説明する書類」の一部と「欠格事由に該当しない旨を説明する書類」が毎事業年度、提出いただく書類と重複しているため、重複部分については、特段の変更がない限り、**添付が不要**となります。

また、「寄附金充当予定事業一覧」についても、初回申請（又は前回の更新申請）時に提出した書類の内容から変更がなければ、添付を省略することができます。

**【表11】更新の申請に必要な書類**

	提出書類の名称等		閲覧等	部数
申請書	認定有効期間更新申請書	第28号様式	×	1部
申請書の添付書類	・基準に適合する旨を説明する書類の一部 ・欠格事由に該当しない旨を説明する書類	認定基準等チェック表 (監査証明書※1含む) 欠格事由チェック表	○	各2部
	・寄附金充当予定事業一覧	第25号様式		
その他の必要書類	・指定NPO法人であることを証明する書類※2 ・滞納処分に係る納税証明書 ・役員等氏名一覧表	公報又は通知の写し	×	1部

※1 公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合に提出

※2 神奈川県の指定NPO法人が、PST基準のうち、条例個別指定法人を選択した場合に提出

## 第6章 その他知りたいこと

### 1 認定NPO法人等に対する監督規定

認定NPO法人等は、税制上の優遇措置が受けられることから、NPO法で次のような監督規定が設けられています。

川崎市は、認定NPO法人等が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し「報告」を求めたり、職員が当該法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは、帳簿、書類その他の物件を「検査」したりすることが可能となっています。

また、認定NPO法人等について、認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を探るべき旨の「勧告」をすることができます。

その他、NPO法第5条第1項違反が認められる場合の「**その他の事業の停止**」や、取消事由に該当した場合の「**認定の取消し**」などの措置をとることができることが定められています。

このように、認定NPO法人等の監督規定は段階的に定められており、改善の機会を設けながらも、正当な理由なく必要な措置を探らない場合等においては、認定等を取り消すことができるつくりになっています。

**【表12】認定等の取消しに係る事由**

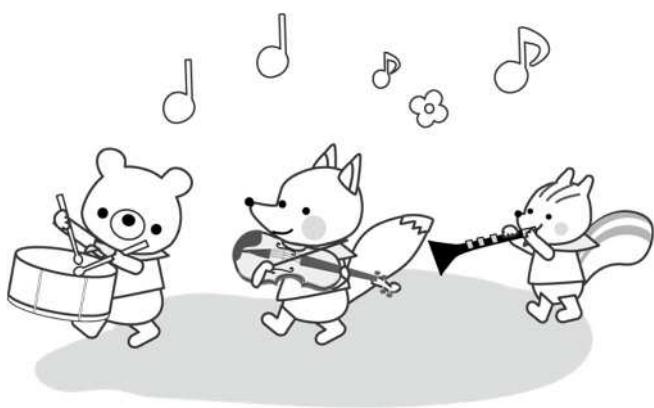
区分	内容
所轄庁が認定等を取り消さなければならない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 欠格事由のいずれかに該当するとき ※欠格事由についてはP10~11をご参照ください。</li> <li>(2) 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新、又は合併の認定を受けたとき</li> <li>(3) 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令やその他の事業の停止命令に従わないとき</li> <li>(4) 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消の申請があったとき</li> </ul>
所轄庁が認定等を取り消すことができる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 認定基準の一部に適合しなくなったとき ※運営組織及び経理や事業活動が適正であること、法令違反等がないことの基準等についてはP7~10をご参照ください。</li> <li>(2) 事業報告書等を期限内に提出していない、また、法で定められた閲覧の義務を守っていないとき</li> <li>(3) その他、法令又は法令に基づいてする行政庁の处分に違反したとき</li> </ul>

## 2 認定等の失効

認定N P O法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その**認定等の効力を失います。**

- (1) 認定等の有効期間が経過したとき
- (2) 認定N P O法人等が認定N P O法人等でないN P O法人と合併をした場合、その合併がそれに係る認定を経ずにその効力を生じたとき
- (3) 認定N P O法人等が解散したとき
- (4) 特例認定N P O法人が認定N P O法人として認定を受けたとき

なお、川崎市は、認定N P O法人等が認定等の効力を失ったときは、告示又は本市ホームページにおいてその旨を公示します。



## ★ 知っていますか？～寄附金税額控除の仕組み～

認定NPO法人等に寄附をした場合、寄附金控除は、どのような手続きで受けられるのでしょうか。

### ◆個人（川崎市民）が寄付をすると



認定か特例認定を受けている場合  
※条例指定も受けている場合を含む

**2 所轄税務署で確定申告をする**

**3 所得税・個人住民税が軽減**

最大で**4,000円**の税金が軽減

(1万円 - 適用下限額2,000円)  
 $\times 50\% = 4,000\text{円}$   
…所得税分3,200円、市民税分640円、県民税分160円  
※税額控除を適用の場合

条例指定のみ受けている場合

**2 各市税事務所などで、個人住民税の申告をする**

**3 個人住民税が軽減**

最大で**800円**の税金が軽減

(1万円 - 適用下限額2,000円)  
 $\times 10\% = 800\text{円}$   
…市民税分640円、県民税分160円

※1…控除額には上限があります。※2…市民税・県民税それぞれの控除を受けるには、寄付先のNPO法人が市と県のそれぞれで指定されている必要があります。※3…認定NPO法人への寄付については、法人税や相続税に関する優遇措置があります。

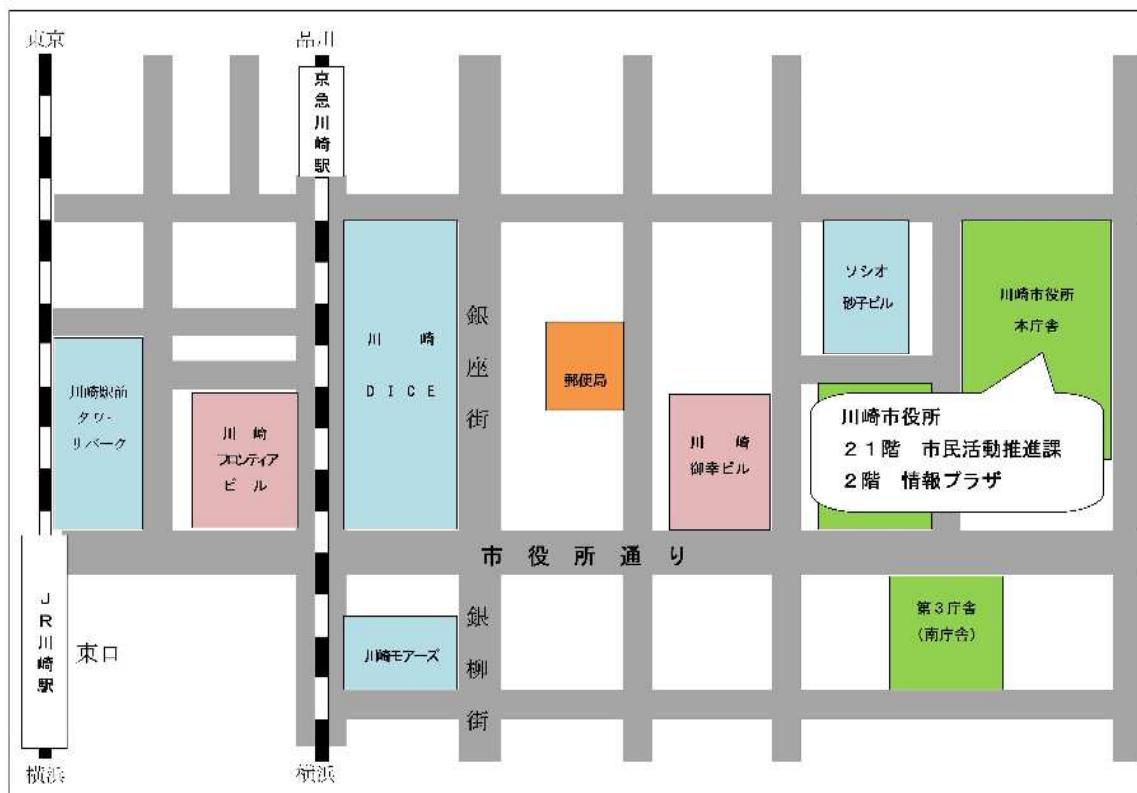
### 捨てないで！

寄附金控除を受けるために確定申告等を行う際、寄附金受領証明書の提示が必要になります。



**MEMO**

## ○ 川崎市 市民文化局 市民活動推進課 の 案内図



### 認定制度の手引き

令和7年6月発行

川崎市におけるこの制度についての事務は、  
川崎市市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課で行っています。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 21階

電話 044-200-2341 (直通)

FAX 044-200-3800

メール 25simin@city.kawasaki.jp

この手引きの内容は、川崎市のホームページでも提供しています。

[https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0.html)

